

「子育て応援券継続利用」について



表面の記載のとおり、1才以上のお子さんを対象とした2つの利用継続の方法がありますので、ご利用ください。

利用継続方法① 児童発達支援事業所をご利用されている場合

- 【対象となる方】** 1才から3才までのお子さんが児童発達支援事業所を利用されている方
- 【内 容】** お子さん1名につき年間12000円分の子育て応援券を贈呈します。お届けは当会職員が訪問する等の方法で行います（年3回訪問し、1回4000円分お渡しします）。
- 【その他】**
- ・児童発達支援事業所を利用されなくなりましたら、終了させていただきますので、ご了承ください
 - ・3才以上も継続して紙おむつなどの育児用品が必要な場合は、当会が実施する「在宅介護応援券」を利用できますので、ご相談ください

利用継続方法② 経済的に支援が必要な場合

- 【対象となる方】** 1才から3才までのお子さんがあるご家庭で経済的な支援が必要な方（「経済的な支援が必要」な要件は①世帯全員の今年度の住民税が非課税の世帯の場合、または②過去1年間の収入が減少し、世帯全員の収入が以前と比較して3/4以下の収入になった場合のいずれかです。確認資料として、預金通帳のコピーや非課税証明書の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。）
- 【内 容】** お子さん1名につき年間12000円分の子育て応援券を贈呈します。お届けは当会職員が訪問する等の方法で行います（年3回訪問し、1回4000円分お渡しします）
- 【その他】** 世帯の収入が増え、対象となる要件を満たさなくなった場合は終了させていただきますので、ご了承ください

【申込み・その他】

- ・①②ともに、希望される方は申込書に必要事項をご記入いただき、社会福祉協議会へお送りください。申込書は社会福祉協議会の窓口にあります。また、社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。
- ・継続利用を希望される場合は、必ずしも1才未満でのご利用からの継続が前提ではなく、年齢と要件が満たせばお申込みいただけます。
- ・①②ともに、要件を満たさず場合であってもお子さんが1才未満の場合は6000円分の子育て応援券の贈呈となりますので、ご了承ください。

社会福祉法人常滑市社会福祉協議会 ※受付時間 月～金曜日（祝日 年末年始除く）8:30～17:30

住所 常滑市神明町 3-35（とこなめ市民交流センター内）

電話 (0569)43-0660 FAX (0569)43-0838

メール tkshakyo@tac-net.ne.jp

ホームページ <http://www.tkshakyo.com/>

ホームページもご覧ください